

公 示

地方独立行政法人新小山市市民病院における医療用医薬品の購入にあたり、指名型プロポーザル方式により納入業者の選定を行うので、次のとおり企画提案書類の提出を招請します。

地方独立行政法人新小山市市民病院
理 事 長 島 田 和 幸

実 施 要 項

1 趣旨

本実施要領は、地方独立行政法人新小山市市民病院が購入を行う「医療用医薬品」について、プロポーザル参加者による企画提案競技により優れた納入業者を選定するために必要な手続き等について定めるものとする。

2 概要

(1) 調達件名

医療用医薬品購入

(2) 購入物

資料①見積提出データ記載のとおり

(3) 納入場所

小山市大字神鳥谷 2 2 5 1 番地 1
地方独立行政法人新小山市市民病院

(4) 選定方法

指名型プロポーザル方式を採用し、応募者からの見積価格、企画提案書類、プレゼンテーションおよびヒアリングの内容を審査したうえで、納入業者を特定する。

(5) 契約期間

平成 28 年 10 月 1 日 から 平成 30 年 3 月 31 日 まで。

ただし、平成 30 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間は次々期の事業者選定期間とする予定であるので、上記期間（平成 30 年度上半期）の医薬品の納入は、本プロポーザルに於いて選定された企業によるものとする。

※H28.06.10 追記

3 事務局

〒323-0827 栃木県小山市大字神鳥谷 2251 番地 1

地方独立行政法人新小山市市民病院

事務部経理課 用度係 本田

TEL 0285-36-0289 内線 2809

FAX 0285-36-0300

E-Mail ma.honda@hospital.oyama.tochigi.jp

4 全体スケジュール

公示日・指名通知日	平成28年 5月 6日 (金)	FAX 及び PDF 送信
参加申請書類提出締切日	平成28年 5月 20日 (金)	持参に限る
1次審査資料提出締切日	平成28年 6月 6日 (月)	データ送信のみ
1次審査結果通知日	受理後速やかに	FAX 及び PDF 送信
2次審査資料提出締切日	別途通知する	7月上旬 見積はデータ送信 企画提案書は持参
2次審査会	別途通知する	7月上旬 選定委員会が審査
2次審査結果通知日	審査後速やかに	FAX 及び PDF 送信
3次審査資料提出締切日	別途通知する	7月下旬
3次審査結果通知日	受理後速やかに	
契約締結	別途通知する	8月上旬
納入開始日	平成28年 10月 1日 (土)	

5 参加資格要件

次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 地方独立行政法人新小山市市民病院契約規程（平成25年4月1日規程第51号。以下「契約規程」という。）第4条第1項に規定する者に該当していない者及び同条第4項の規定に基づく栃木県及び小山市並びに栃木県内市町の指名停止等の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (2) 市町村税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 本入札に参加する他の入札参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、アにあっては、子会社（会社法第2条第3号の規定

による子会社をいう。以下同じ。)又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社(以下「更生会社」という。)又は民事再生法第2条第4項に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除き、イ(ア)にあつては、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4項に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

ア 資本関係

(ア) 親会社(会社法第2条第4項の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係に有る場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係に有る場合

イ 人的関係

(ア) 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(5) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

イ 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

(6) 今選定の趣旨および内容を熟知し、十分に理解した上で、企画提案に参加できる者であること。

(7) 平成27・28年度小山市物品購入等入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

(8) 医薬品の納入に必要な許可および免許等を有すること。

(9) 医薬品売買単価契約締結後から平成28年9月末日までに本案件の目的を達成するための準備を完了させ、平成28年10月1日より指定する医薬品の納入を

開始できる者であること。

なお、確実な履行の見込がないと認められるときは、契約を解除することがある。

6 参加申込み

プロポーザル参加申請者は、指名通知（様式第1号）を受けた後、参加を希望される場合は、次の通り参加申請書等を提出してください。なお、期間内に申請書の提出がない場合は、プロポーザルに参加することができません。

(1) 申請書類の入手方法

地方独立行政法人新小山市市民病院ホームページ (<http://www.hospital-oyama.jp/>) 内の「入札情報」からダウンロードすること。

(2) 提出書類

ア 参加申請書（様式第2号）

イ 小山市物品購入等入札参加資格者名簿（平成27・28年度）に登載が為されていることが判る資料の写し

イを提出することが出来ない者は、上記アの書類に加えて下記の書類も提出すること。

① 国税及び地方税の納税証明書（コピー可。直前1年分）

i 国税の未納がない証明書

法人税、消費税：様式その3の3

ii 地方税の納税証明書（または未納のない証明書）

市町村民税（東京23区は法人都民税）

※本店で参加申請をする場合は、本店所在地の納税証明、支店・営業所等で参加申請をする場合は、支店・営業所所在地の納税証明

② 登記事項証明書

（コピー可。申請日基準で発行日より3カ月以内のもの）

③ 印鑑証明書

（コピー可。申請日基準で発行日より3カ月以内のもの）

④ 誓約書（様式第4号）

（登記上の商号及び代表者の役職名・氏名を記入ください）

⑤ 委任状（様式第5号）

（本社から支店・営業所等へ入札、契約等の権限を委任する場合にのみ提出すること）

⑥ 使用印鑑届（様式第6号）

（支店長・営業所長等で申請する場合、及び契約・請求等において実印をしない場合に提出すること。）

⑦ 会社概要書（パンフレット可）

⑧ 財務諸表（直近決算時のもの）

⑨ 営業に際しての許認可等の写し。

※H28.05.11 ①～⑨を追加。

(3) 提出期間

公示日（指名通知日）から平成28年 5月 20日（金）午後5時まで
（土曜日、日曜日及び休日を除く、毎日午前9時から午後5時まで）

(4) 提出場所

3. に記載する場所と同じ。

(5) 提出方法

持参。

9 1次審査の概要

全体値引率（加重平均値）上位3者を選定する。

10 1次審査提出資料

(1) 提出期限

平成28年 6月 6日（月）午後5時まで

(2) 提出書類

資料①見積提出データ

(3) 提出方法

3. 宛の電子データ送信による

(4) その他

提出された見積提出データは評価資料とするが、本プロポーザルに係る契約金額算定上の根拠となるものではない。

11 1次審査の結果

1次審査の結果は、審査後速やかに全参加者へ FAX および電子メールにより通知する。

12 2次審査の概要

見積価格、企画提案書類、プレゼンテーションおよびヒアリングによる審査を実施し、複数者を選定する。

13 2次審査提出資料および2次審査会実施日

1次審査通過者に別途通知する。

14 2次審査の結果

審査後速やかに FAX 及び E-Mail により提案者へ通知する。

- 1.5 3次審査の概要
2次審査通過者に別途通知する。
- 1.6 3次審査提出資料
2次審査通過者に別途通知する。
- 1.7 3次審査の結果
審査後速やかに FAX 及び E-Mail により提案者へ通知する。
- 1.8 質問及び質問に対する回答
質問をしようとする者は、必ず質問書(様式第3号)を次により提出すること。
- (1) 受付期間
随時
- (2) 提出先
3と同じ。
- (3) 提出方法
電子メールへの添付による。
- (4) 回答方法
随時、当院ホームページ上で行う。
- 1.9 補足
- (1) 見積依頼品目のすべてに対し、価格を提示すること。
ただし、後発品製造販売メーカーについてはこの限りでない。
- (2) 切替え提案が有る場合は、包装単位、薬価、効能、効果、一般名が同一で有り、かつ安定供給が為されるものに限り、「様式任意による別途資料」によって提示すること。
- (3) (2)の切替えが実現された場合、当院に於ける分包設備の都合上、平成28年10月1日の納入開始に間に合わない場合がある。その場合、準備が整うまでの間、切替え前の製品についてのみ現行契約業者による納入を認める。
- (4) 現行納入業者は、平成28年度上半期に於ける選定期間中は平成27年度下半期に妥結した価格にて納入を行い、交渉期間中に於ける最終の提示価格にて精算をすること。
- (5) 平成28年10月1日の納入開始以降、半期毎に価格交渉を行う。
- (6) 最も優秀な提案をした1社を選定する前提ではあるが、交渉経過の状況によって、また、後発品製造販売メーカーの見積価格の状況により、最終的な納入業者数は現時点では未定であり、その決はプロポーザル選定委員会が判断する。

20 その他

- (1) 本件に関して作成する書類等において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨とする。
- (2) 必要な資格を有しない者及び企画提案書の提出に関する条件に違反した者が提出した企画提案書は無効とする。
- (3) 参加申請書類の提出及び企画提案書の作成、提出及びプレゼンテーションに要する費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された参加申請書類及び企画提案書等は返却しない。
- (5) 参加申請書類及び企画提案書は提出期間後においては、差替え、再提出ができない。参加申請書類及び企画提案書に虚偽の記載等の不正の行為があった場合は、失格等の措置を講ずることがある。
- (6) 提出された参加申請書類及び企画提案書に係る内容は、受託候補者選定の目的以外に提案者に無断で使用しない。
- (7) 本プロポーザルに参加しようとする者は、本件に関して、本プロポーザル事務局及び当院医療従事者に直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利にするように働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合は、参加資格を失うことがある。